

# 2022年度第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

## 議事要旨

---

### 【開催概要】

日時：2022年8月17日（水）18：00～20：00

会場：市庁舎 会議室3-1

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 事務連絡
- 3 議題
  - (1) 骨子（案）概要について（資料1～2）
  - (2) アンケート（案）について（資料3～4）
  - (3) ヒアリング（案）について（資料5～6）
- 4 その他
- 5 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 子どもの権利に関する条例の項目立て比較表
- 資料2 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」(案)
- 資料3-1 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査  
調査① 市内の小・中学校に通う児童・生徒
- 資料3-2 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査  
調査② 市内に所在する高等学校の在学生
- 資料3-3 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」を考えるためのアンケート調査  
調査③ 18歳以上の市民
- 資料4 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」アンケート調査 配布先(案)
- 資料5 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」ヒアリング(案)について
- 資料6 広報まちだ 2022年8月15日号 8面(抜粋)

2022年度第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員出席者

（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員

氏 名	所 属	出 欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
吉川 由里	法律事務所たいとう	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
松井 大輔	町田商工会議所	欠
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	出
柴田 初菜	さがまち学生C l u b	出
堀越 彩珠	子どもセンターただON子ども委員会	出

◎：部会長

備考：傍聴者（2名）

2022年度第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 事務局出席者

氏名	所属
大坪 直之	子ども総務課
早出 満明	児童青少年課
江藤 利克	子ども家庭支援センター
石田 一太郎	市民協働推進課
深沢 光	福祉総務課
高田 正人	教育総務課
西久保 陽子	生涯学習センター

子ども総務課事務局：野田 留美、奥 雅文、尾島 早紀、高橋 奈緒

## 【議事内容】

### 1 開会

子ども総務課企画総務係長：本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

2022年度 第3回 (仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会を開会いたします。私は、子ども総務課企画総務係長の奥と申します。議事に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。

議事に入る前に、会議欠席委員をお伝えします。松井委員が所用により欠席と連絡が入っております。また、本日も会議の運営支援として株式会社生活構造研究所が出席しています。会議の記録作成のため録音をさせていただきますので、予めご了承ください。

本日の会議の進行ですが、2時間程度を目安に進行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 2 事務連絡

子ども総務課企画総務係長：会議の公開等についてですが、本日2名の方が傍聴を希望しております。特にご意見がなければ、公開するということよろしいでしょうか。

一同：(異議なし)

子ども総務課企画総務係長：それでは傍聴の方の入室をお願いします。傍聴の方が入室されましたので、進行を続けさせていただきます。それでは、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

#### ■資料の確認

[資料1～6の確認]

子ども総務課企画総務係長：ここからの進行につきましては、吉永部会長にお願いします。

### 3 議題

吉永部会長：皆さま、こんばんは。本日の我々の大事なミッションは、条例案の骨子を検討していくこととなります。できるだけ、日ごろ接している子どもや若者のことを

考えながら、色々な観点から自由にリラックスしてご意見が出せるよう、本日は席替えを行っています。

また、本日は条例案のキーワードを出すアイスブレイク的なワークを行ったうえで、議論を行っていきたいと考えています。委員の皆さまだけでなく、事務局の皆さまも一緒にキーワードを考えられたらと思います。ワークは、あまりやられたことはないかと思いますが、緊張せず参加していただければと思います。

## ■アイスブレイク

吉永部会長：早速、ワークに入りたいと思います。

[アイスブレイクの実施]

### (1) 骨子（案）概要について

吉永部会長：出てきたキーワードが少し「子どもから遠い」という意見が、堀越委員から出ました。その理由がはっきりしていませんが、議論していく中で皆さまともう一度考えたいと思います。

それでは、骨子（案）概要について、事務局より資料説明をお願いします。

[資料1～2の説明]

叶内委員：資料2の「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」(案)について、2点意見があります。1点目は、第2条の定義の表現で18歳未満の「者」、2項の保護者も「者」となっています。しかし、3項の大人では「人」となっています。小学生が読んだ時に「者」ではなく、「人」にした方がわかりやすいのではないかと思います。

2点目は、第11条の子どもの権利の普及についてです。「市は、子どもの権利を知ってもらい」とありますが、「市内の人々に知ってもらおう」など「誰に」という点が抜けている気がするので、加えていただくと良いと思います。

吉永部会長：アイスブレイクのキーワードとして、「理解してもらえる内容」という意見が若者の委員から出ましたが、条例の文体は決まっているのでしょうか。

子ども総務課長：前回の検討部会資料に各自治体の条例がありましたが、言葉遣いは「ですます調」「である調」など幅広く、特に決まりはありません。町田市の条例はす

べて「である調」で、「ですます調」はありませんが、事務局としては、わかりやすい「ですます調」にしようと考えています。

吉川委員：堀越委員の「子どもから遠い」という意見が印象に残っています。叶内委員の意見にあった「者」もそうですが、書き方や表現も遠く感じさせてしまう一つの要因ではないかと思います。

堀越委員：小さい子どもは、話し言葉がほとんどです。紙に起こされた書き言葉になると、特に小さい子どもは壁を感じてしまうと思います。

吉永部会長：条例は条例として作って、西東京市のように若い人を中心に副読本を作成してもらい方法もあると思います。壁を感じさせない文体、キャラクターを使うなど、若い人に考えてもらうのもありではないかと思います。

子ども総務課長：条例としての文体と子どもに伝える文体は異なると思います。西東京市などは工夫した副読本を作成しており、条例を作った後にどのように周知していくかが大事だと考えています。副読本やリーフレットなど色々な手法があるので、子どもに向けた周知の手法として、どのような方法が良いかご意見を伺いながら考えたいと思います。また、大人への周知についても、どのような方法が良いか考えたいと思います。

吉永部会長：叶内委員の「誰に」がないという意見に関連しますが、条文に子どもにも大人にも周知するということを書き込むことで、周知のための予算確保につながると思います。

菅野委員：「誰に対して語るのか」に関連して、前文以降は堅い文体になったとしても、子どもが前文を読んで私自身のことだと感じられるような、子どもに語りかける形にするのが良いと思います。

第6条の参加する権利について、「(4) 子どもにとって大事なことを大人と一緒に決めることができること」とありますが、子どもは大人と一緒にないと決められないと思われてしまうかもしれないので、この表現はどうかのらうかと思っています。他自治体では、「年齢に応じて子ども自身が決めること」のように書いています。必ずしも大人と一緒にではなくても良いと思うので、表現を変えていただければと思います。

子ども総務課長：第6条は「社会に参加するために自身の意見を言う」などの内容となっています。「自身のしたいことを自分で決めて行うこと」と異なる表現にするため

に、案のような表現としています。ただし、捉え方の問題もあるので、市の中で子どもの意見を聞きながら決めていくなど、子どもがわかる表現に工夫したいと思います。

吉川委員：第6条では「自ら社会に参加するために」と書かれていますが、(1)の意見表明権は、社会に参加するためだけのものではありません。ミスリーディングではないかと思います。

また、全体の構成について、第3章と第4章の順番はこの並びで良いのかと思いました。第2章で子どもの権利をうたっていますが、子どもの権利の保障が後になっていることに違和感があります。さらに第10条の権利の侵害からの救済は、どちらかと言うと子どもの権利保障の一環だと思うので、第4章にあっても良いのではないかと思いました。

最後に、繰り返しになりますが、現在の第10条の内容だと何をしてくれるのかがわかりづらく、権利救済機関を定めないと他自治体に比べて、力が足りないと思います。前回、事務局からは条例制定までの期間のお話がありましたが、権利擁護委員の設置、調査・調整の要素をなんとか検討していただけないかと思います。

子ども総務課長：章の並びについては、子どもの権利、権利の保障、子どもにやさしいまちという順番の方がわかりやすいと思いましたので、検討したいと思います。

権利の侵害からの救済と救済機関の設置については、この場でできると言うのは難しく、本条例は市の事業のチェックの機能も持たせる考えもありますので、条例制定後に子どもも含めて、既存の機能とこれから求められる機能を確認しながら、救済機関の設置について検討していきたいと思います。

冒頭にご説明すべきでしたが、条例の骨子の検討スケジュールは、次回にもう一度案をご提示して、ご意見をいただき、最終案を作成する予定となっています。

柴田委員：他の委員もおっしゃっていましたが、私もこの前文を見て、内容の理解に時間がかかりました。子どもたちが、この前文を見たら遠く感じてしまう気がします。主語が「すべての子ども」となっていることも要因だと思います。例えば、「君たち」や「あなたたち」といった二人称に変えると、自分ごととして捉えやすくなるのではないかと思いました。

副読本でわかりやすい表現にするのであれば、この前文の内容でも良いかと思いましたが、そもそも理解しにくさの原因は、「ですます調」「である調」の違いでは

ないと思います。「である調」でもやわらかい表現であれば、理解しやすいと思います。一方で、「ですます調」でも内容が固くて、漢字多いと理解がしにくいと思います。

私は「“自分から”が一番大切」という表現は、良い内容だと思います。この条例の目的は、子どもたちへの「子どもの権利」の周知や子どもたちを守るためにあるのであれば、副読本があったとしても、本文を見て理解してもらえた方が私たちも検討してきた甲斐があると思います。なので、表現方法をもう少しわかりやすくできたらと思います。

子ども総務課長：原文でも子どもに伝わりやすい表現を考えたいと思います。

吉永部会長：条文は普通の固いものになっていますが、前文だけ違う文体、語調で書いてある自治体がありました。そういった方法もあると思います。堀越委員の遠いと感じた視点に立って考えると、皆さまが前文に隔たりを感じているので、近づける工夫ができると良いと思います。

子ども総務課長：子ども憲章は、子どもが自身のことをうたっているのも、とても近く感じる内容になっています。本条例に関して言えば、町田市の「子どもにやさしいまち」についての意思表示をするものです。前文の主語が「誰」で、「誰」に向けたもので、どういった文章が良いかは、工夫を凝らしていきたいと思います。

渡邊委員：副読本でわかりやすく伝えるのは良いと思うのですが、条例に最初からルビを振ることは難しいでしょうか。副読本を読めば良いのかもしれませんが、子どもが原文を見た時にルビが振ってあるとわかりやすいと思いました。

子ども総務課長：法規文書となりますので、型式に沿った文書にしないとなりません。ルビなどについては、副読本や条例を抜粋した子ども向けのわかりやすい読み物での表現になるかと思います。

吉川委員：どこかの自治体では、前文のみルビを振っている自治体があったと思います。全くルビを振ることができないことはないと思うので、検討いただければと思います。

福田委員：第1章の第1条の目的を読んだ限りでは、そこまで難しい文章ではないと思いました。最初がわかりやすいと読み進めやすいと思うので、前文の表現は、もう少しやわらかい表現が良いと思います。

## (2) アンケート (案) について

吉永部会長：続きまして、アンケート (案) について、事務局より資料の説明をお願いします。

[資料 3～4 の説明]

柴田委員：資料 3-1 について、お聞きします。なぜ小学生は問 5 から問 10 に飛んで、中学生はその間も答えるといった分け方をしたのはなぜでしょうか。

この資料をお送りいただいているということは、小学生にも問 6 から問 9 の間が見えているのでしょうか。

子ども総務課長：アンケート回答をするタブレット端末では、問 5 から問 10 に飛ぶので、その間は見えないようになります。本日の資料は、サンプルとして全て見えるような形になっています。

柴田委員：小学生は、問 6 から問 9 を答えない形にしている理由としては、大変だからでしょうか。問 6 から問 9 の内容を見ると、小学生でも回答できるように思いました。また、問 9 の「あなたの気持ちについて」はとても大切な質問だと思うので、聞いても良いのではないのでしょうか。6 年生までになると、悩みごとはあると思いますし、問 7 の相談先も対象が小学生のところもあります。また、どの程度の認知があるかも重要だと思うので、ぜひ検討していただければと思います。

子ども総務課長：相談先など内容的に小学生に尋ねて、正確な回答を期待できるかということがあり、回答結果の活用としては中学生以上の回答を考えています。前回、小学生の対象について、3 年生以上と 5 年生以上のどちらからにするかお諮りしましたが、3 年生の小さなお子さんも対象としたことで、意図した回答が難しいと考えました。そのため、現在の資料のような形としています。また、質問項目を学年ごとに分けることが難しいということもあります。

菅野委員：全体的に「子どもが何歳までか」を示す内容がなかったように思います。特に、高校生の調査では、自身も「子ども」の対象に入っていることがわかると、より主体的に答えてくれると思います。子どもの定義と、子どもにやさしいまち条例を考えるためのアンケートだということがわかる文章があると答えやすいのではないかと思います。

また、小学 3、4 年生だと相談先のイメージは難しいかもしれませんが、柴田委員

もおっしゃったように、自分の気持ちの質問はわかると思いました。

子ども総務課長：アンケートを送る際に、アンケートの趣旨等を書いた文書を同封する予定です。その中で子どもの定義について記載することはできると思いますので、工夫したいと思います。

また、小・中学生のアンケートは、ホームルームの時間に回答していただくことを想定しております。回答時間のことを考えて、質問の量は検討していきたいと思います。

吉永部会長：日ごろ、子どもたちは色々なアンケートを答えていると思います。例えば、自尊心を尋ねるアンケートを教育委員会ではやっていないでしょうか。

教育総務課長：現在、教育委員会では次期教育プランを策定中です。まさに7月にアンケートを実施したところで、小学生については、質問数をかなり絞って実施しました。本調査での実施の仕方については、工夫の余地はあるかと思えます。

吉永部会長：今回の調査の内容で、教育委員会を実施したアンケートの内容と重なっている項目はありますか。

教育総務課長：確認したところ、重なっている項目はありません。教育委員会のアンケートでは、「どういったことを身につけたいか」「どういう大人になりたいか」など少し概念的なことを尋ねています。

吉川委員：相談先の質問に東京弁護士会子どもの人権110番を入れていただき、ありがとうございます。結果が改善につながると思えます。

形式的なところで、性別の質問は、選択肢が「男性」「女性」「どちらでもない」となっていますが、最近の傾向では「答えない」となっています。

18歳以上の市民調査の問11は、何に活用するための質問でしょうか。質問の意図がわかりづらく、大人として答えづらい質問だと思います。

子ども総務課長：今後の子どもの施策について、求める程度を行政として把握したいところがあります。今回の条例策定の目的からすると、問の内容が少しわかりにくいと思えたので、ご意見を参考にしたいと思います。

叶内委員：事務局から「今後、子ども施策に活用していきたい」というご説明がありましたが、調査票の冒頭で「調査目的以外にお答えいただいた内容を活用することはありません」と書いています。今後、条例以外に活用するのであれば、「条例と子ども施策のために活用します」と書いた方が良いと思います。

吉永部会長：心配されるような回答があった場合、その子どもを助けることは可能でしょうか。学校や住んでいる地域も大体わかると思いますが、調査結果からは特定することが難しいように思います。

子ども総務課長：学校に回答したことが伝わらないことを前提としたアンケートなので、そういったところは想定していませんでした。ただし、直接記入する欄に見過ごせない回答があった場合は、庁内の各機関と相談しながら対応を考えたいと思います。

吉永部会長：条例を考えるためのアンケートとなっていますが、例えば「ルビを振った方が良いか」「どこに条例を掲示すると良いか」といった質問が一つもありません。大切にしてもらいたい権利やほっとできる場所は、どこに活用できるのでしょうか。

子ども総務課長：条例の骨子（案）をお示ししていますが、子どもの権利、憲章の認知度は、条例制定だけでなく、今後の周知での参考にしていきたいと考えています。また、子どもにとって大切なこと、大人にもっと大切にしてもらいたいこと、居場所などの結果は、条例の項目でより表現を厚くする必要があるといったところで反映していきます。時期的なところもありますが、アンケートの結果を踏まえて、表現などについて部会に骨子をお戻りする機会がありますので、もう一度ご提案していきたいと思っています。

悩みや相談は、今後の権利擁護の参考になるかと思います。

吉永部会長：調査の目的はもう少しはっきり記載をした方が良いと思います。

資料3-2の高校生向けアンケートについて、堀越委員から何かご意見はありますか。

堀越委員：内容について、特に気になることはありません。

吉川委員：困りごとと悩みごとの中に、恋愛のことがありません。友だちのこと、家族のこととはありますが、恋愛のことがないので、あっても良いのではと思いました。

吉永部会長：先生のことなど、色々と選択肢が考えられると思います。

子ども総務課長：その他の欄がありますので、活用していただければと考えています。

アンケートは、今回がご意見をいただく最後の回となります。本日いただいたご意見を反映して、確定となります。

吉永部会長：先ほどの小学生は問5から問10に質問が遷移するということについて、決

める必要がありますか。

子ども総務課長：ホームルームの時間に回答ができること、小学3年生から6年生までをひとくくりで実施することを考えて、案の内容で検討させていただきたいと考えています。

吉永部会長：教育委員会のアンケート調査では、重複するものはないとのことですが、問6から問9の質問を、小学生に尋ねなくてもよろしいでしょうか。

子ども家庭支援センター長：今回の調査では回答者を特定できず、条例についてのアンケートなので、この質問数なのかと思います。

吉永部会長：問7の相談先の質問だけでも追加した方がよろしいでしょうか。

渡邊委員：問7を入れるのであれば、問8、問9のどちらかの質問を追加した方が答えやすいと思いました。私の子どもだと問7はほとんど知らないに丸を付けるような気がするので、問7は難しいのではないかと思います。

堀越委員：私が小学3年生の時、学校の中で「まこちゃんダイヤル」などを知っている人は結構いましたので、問7は答えられるのではないかと思います。問9は、大事ですし、小学3年生でも答えられる質問だと思いましたので、問7と9は追加しても良いのではないかと思います。

子ども総務課長：本アンケート案を作成するにあたって、教育委員会の設問を参考にして内容が重複しないようにし、元々のアンケート案より設問数を減らしています。現場の状況も踏まえたと、候補として挙げていただきつつも、追加できるかどうか、時間的なところも勘案して検討させていただくことになります。

吉永部会長：追加することが難しいということであれば、委員の皆さまの意見として、小学生にもこれらの質問を聞いてみたかったという記録を残していただき、各部署において、今後機会があればアンケートで聞いてくださるということでも良いかもしれません。

皆さま、もし1つだけ追加できるのであれば、どの質問を追加したいでしょうか。

子ども家庭支援センター長：参考までにですが、「189」や「まこちゃんダイヤル」などの認知度について、子ども家庭支援センターの出前講座でアンケートを行っています。また、悩みごとの相談についても出前講座のアンケートで尋ねており、どういった相談できる人がいるかなど、質問の内容に近い結果を得ることができます。

吉永部会長：そうなると、問9の自尊感情などを追加することになるでしょうか。条例の

制定前に問9のアンケートを行い、条例制定後に子どもの権利が守られる「子どもにやさしいまち」の考えが普及して、結果の変化を見ていくことで指標にできるかもしれません。「自分のことが好き」という子どもが増えていくことを確認できるのは、1つの指標になると思います。委員の皆さまから小学3年生から聞いていただきたいのご意見がありましたので、質問を1つだけであれば追加できるということになりましたら、追加のご検討をお願いします。

### (3) ヒアリング (案) について

吉永部会長：続きまして、ヒアリング (案) について、事務局から説明をお願いします。

[資料5～6の説明]

吉永部会長：ミニアンケートは、配布するアンケートの対象となっている方が答えてしまうこともありえますか。

子ども総務課長：ありえます。SNS上のため、対象を除くことが難しいです。

菅野委員：ミニアンケートは、高校生向けのアンケートから抜粋されるということでしょうか。配布するアンケートの検討は今回が最後ですが、ミニアンケートの内容についても最後になるのでしょうか。先ほどの問7から9を追加するかという議論もありましたが、抜粋するとどの質問がミニアンケートの質問になるのでしょうか。また、検討する機会があるのかどうかを教えてください。

子ども総務課長：ミニアンケートの対象はまだ検討中ですが、年齢に合わせた抜粋版を想定しています。現在、ミニアンケートで想定している質問は、高校生までは問7までの全7問を想定しています。

渡邊委員：資料6の申込方法について、子ども参画ミーティングは電話またはメールとなっていますが、若者と市長が語る会では直接または電話となっている違いは何でしょうか。

また、電話番号が書いてありますが、市外局番の記載がありません。大人は市外局番が042だとわかると思いますが、実際に子どもが申込の電話をかけようとした場合、市外局番を知らないで申込できないと思います。電話番号を知らない子どもがいる時代に来ていて、中学生でも電話をかけられない子がいるかもしれません。なので、可能であれば市外局番から書いてあると良いと思いました。若者ほど電話

よりメールでの申込の方がしやすいのかなと思います。

児童青少年課長：子ども参画ミーティングは、この条例検討のために新たに作ったイベントです。一方で、若者が市長と語る会はこれまでも実施してきたイベントで、記載されている申込方法はこれまでの募集形式と同様となります。若者が市長と語る会は、主に市内5つの子どもセンターで実施するもので、毎年全ての館で行うのは難しいので、2館ずつ開催しています。市長が、館を訪れて若者と色々なテーマについて話し合うというもので、今回は子どもの権利について語ることになっています。これまでの既存の事業と新たな事業との間で、募集方法が異なっている状況となっています。

子ども総務課長：広報まちだでの市外局番の記載についてですが、冒頭のページに「記載がない場合は、042」と記載がございます。個別のページで見るとわかりにくいかと思いますが、お電話いただければと思います。

吉永部会長：これまでは広報の記載のされ方でも大丈夫だったのかもしれませんが、今の子どもたちは市外局番を知らないかもしれないということで、子どもを対象にした募集の電話番号には、市外局番を入れた方が良いのかもしれませんが。

吉川委員：広報まちだで記載されている内容以外に企画の趣旨がわかるものを、ホームページなどで公開していますか。子ども参画ミーティングについて、広報では「子どもたちが集まり、『子どもの権利』や『子どもにやさしいまち』について考えます」と書いてあります。この内容だけを読んで参加される方は、非常に意識が高い方だけではないでしょうか。定員が20人となっていますが、20人も参加するのだろうかと思いました。

児童青少年課長：広報では文字数に限りがあるため、紹介文が少なくなっています。ホームページ上では、「どうしたら町田市を『子どもにやさしいまち』にできるのか、どうしたら子どもの権利を守ることができるのか、中学生・高校生などの子どもたち同士が対話を通して『子どもにやさしいまち』のイメージを描きます」と案内しています。条例を作ることを前面に出すと話しにくいと思いますので、気軽に話せるという趣旨で記載しています。また、紹介文の下には、今回のイベントで寄せられた意見は条例の内容を検討する際の参考とする旨も書いております。

吉川委員：「詳しくはホームページへ」ということは記載できるのでしょうか。

児童青少年課長：すでに発行している広報なので、今回は資料の形でご案内をしています。

す。このイベントについては、ツイッターでも周知をしています。

吉永部会長：柴田委員、堀越委員には、SNSでイベントへのリンクをぜひ共有していただき、お友だちにも伝えていただければと思います。また、皆さんもSNSされていたらお伝えしていただければと思います。

子ども参画ミーティングは、子ども憲章の制定に関わった方々が楽しみにされているとのことです。資料を見る限りでは、今年の開催は1回のようなのですが、MSPにもつながっていくといいなと思っています。

#### 4 その他

吉永部会長：その他について、何かございますか。

子ども総務課長：本部会は年度内5回を予定しており、今回が3回目です。次回は、条例の骨子を引き続き検討していただきます。本日のご意見をまとめまして、次回、改めて条例の骨子をご提示いたします。次回の検討の中で、大きく変更するのは難しい部分がございますが、本日のアイスブレイクでいただいたご意見もまとめながら、委員の皆さまと条例案を作り上げていきたいと思っています。

吉永部会長：本日は、アイスブレイクの中で委員の皆さま、また事務局の皆さまとも色々話すことができたので、とても良かったと思います。まとめが大変かと思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

#### 5 閉会

子ども総務課企画総務係長：吉永部会長、ありがとうございました。委員の皆さまもたくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。

次回の会議は、10月20日となります。その前の9月29日に第2回子ども・子育て会議を挟みますので、ご承知おきください。以上を持ちまして、2022年度第3回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。